

Town Information

サロマ暮らしの情報掲示板

●詳しい内容は直接お問い合わせください。

●記事中の記号は次のとおりです。

問：お問い合わせ先 ☎：電話 FAX：ファックス E：メールアドレス

人のうごき

2月末

○人口：5,461人 (-13人)

【内外国人：125人】

○男♂：2,578人 (-4人)

【内外国人：10人】

○女♀：2,883人 (-9人)

【内外国人：115人】

○世帯：2,499戸 (-9戸)

【内外国人：108戸】

※カッコ内数字は前月比

国保の加入と喪失の届出

国保の加入資格は、職場の健康保険に加入している方や生活保護を受けている方を除いて、住所がある市町村の国保に加入しなければなりません。（※学生など特別な場合は除きます。）

就職して職場の健康保険に加入したときや、退職をして喪失した場合は、14日以内に届出を行ってください。

特に今の時期は、土木、建設、水産加工等の事業所で働き始める方や、学校を卒業して就職される方が多くなる時期です。

届出を忘れていると、そのまま国保税が課税されたり、保険の給付を受けることができなくなります。

届出は、役場町民課医療保険係・若佐支所・浜佐呂間出張所のいずれでも可能ですので忘れずに届出を行ってください。

また、国保の届出や申請には、「世帯主」及び「手続きの対象となる方」のマイナンバーの確認が必要となりますので、「通知カード」又は「個人番号カード」及び届出（申請）者の本人確認ができるもの（個人番号カード、運転免許証等）を持参してください。

☆入院時食事代の自己負担額の改正について

平成28年4月1日から所得区分「一般」の方が入院した時の食事代の自己負担額が、「260円」から「360円」に改正されました。

問 役場町民課医療保険係
☎ 2・1213

後期高齢者医療の被保険者の皆様へ

平成28年4月1日から、入院時の食事療養標準負担額が一部変わります。

◆住民税課税世帯の方の食事療養標準負担額（食事代）が次のとおり変わります。

▼平成28年4月1日から

1食につき 260円↓360円

▼平成30年4月1日

1食につき 360円↓460円

※指定難病（注）の方は

1食につき260円に据え置かれます。

注 都道府県の発行する指定難病の医療受給者証をお持ちの方

◆注意事項

① 指定難病の方は、都道府県の発行

する医療受給者証を医療機関へご提示ください。

② 指定難病の医療受給者証については、北海道紋別保健所へお問い合わせください。

問 北海道後期高齢者医療広域連合

☎ 011・290・5601

問 役場町民課医療保険係
☎ 2・1213

知来ごみ処理場のお知らせ

知来の一般廃棄物最終処分場は次の期間休みと致します。

☆ 4月30日～5月2日

◆ 通常開放日

火・水・金・日曜日

◆ 開放時間

▼ 4月～10月 8時～17時

▼ 11月～3月 9時～16時

問 役場町民課生活環境係

☎ 2・1213

住宅用太陽光発電システム 設置補助金

佐呂間町では、地球温暖化の抑制と環境負荷を軽減する新エネルギーの普及促進のため、「住宅用太陽光発電システム」を設置される方に対し、設置費用の一部を助成する補助金制度を実施しています。

◆対象者

○自ら電力会社と電灯契約を締結される方。

○自らが居住する町内の住宅に太陽光発電システムを設置する方。

○自らが居住するために太陽光発電システムの設置された建売住宅を購入する方。

○町内の施工事業者により設置する方。

○町税などを滞納していない方。
などの要件を満たす方。

※一世帯又は一住宅につき1回限り。

◆対象となる太陽光発電システムの主な条件

○太陽電池の最大出力の合計値が10kw未満のもの。

○未使用（新品）のもの。
などの条件を満たすもの。

◆補助金の額と算定方法

○1kw当たり30,000円

◆モニターの実施

補助金を受けられた方には、設置後1年間発電システムの運転状況を報告していただきます。

☎ 2・1213
関役場町民課生活環境係

総合公園・交通公園・小公園 5月1日オープン！

☆バーベキューハウス

◆使用できる時間

10時～19時

（照明設備・電源無し）

◆使用料

12人用コンロ1台600円

6人用コンロ1台300円

（12人用9台・6人用2台）

◆申込方法

使用する3日前までに役場町民課

生活環境係へお申込みください。

※焼肉用網、プレートは使用料に含まれますが、炭は持参してください。

また、注意事項を守ってお使いください。

☆交通公園・鉄道記念館

◆開館時間

9時～17時

（休館日：毎週月曜日）

※展示場見学希望の方は、「片平食堂」へお申込みください。

○片平食堂

☎ 2・3223

◎各公園に公衆トイレを設置しています。皆さんが気持ちよく使うためにマナーを守って利用してください。

☎ 2・1213
関役場町民課生活環境係

4月は粗大ごみの収集月です

4月は粗大ごみの収集月です。決められた収集日にごみステーションへ出してください。

◆各地区の収集日

○9日（土）

知来・仁倉・浜佐呂間・幌岩・浪速

○12日（火）

栄地区・富武士

○13日（水）

宮前町・永代町・幸町

○21日（木）

若佐地区・若里

○23日（土）

北・東・西富

◆粗大ごみの出し方

粗大ごみは有料です。必ず粗大ごみシールを購入し、シールを貼って出してください。

シールが貼られていない場合は回収できません。粗大ごみシールは有料ごみ袋を販売している町内の

お店で販売しています。

◆処理料金（一辺の長さによる）

○1辺未満

↓200円の粗大ごみシール

○1辺以上2.5m以下

↓400円の粗大ごみシール

◆ごみステーションに出せない粗大ごみ

○「ごみ分別の手引き」で町が処理できないものとしているもの及び長さ2.5mを超えるもの又は重量が60kgを超えるもの。

○家電リサイクル対象機器

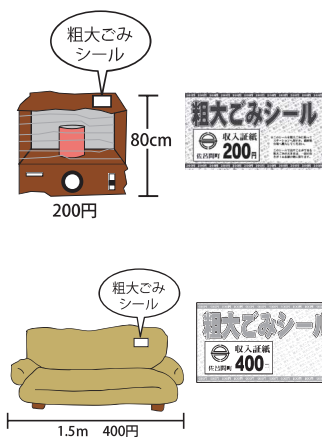
テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機、エアコン、パソコン。

○産業廃棄物に該当するもの。

☆お願い

粗大ごみは必ず決められている（町内会や自治会）ステーションを使用し、朝8時までに出すなどルールを守りましょう。

☎ 2・1213
関役場町民課生活環境係



「平成28年度健康カレンダー」を配布します！

自治会に加入されている世帯には、1世帯に1部、各衛生部長（衛生班長又は町内班長）から配布されます。

新しく転入された世帯や、自治会に加入されていない世帯など配布されていない世帯がございましたら役場保健福祉課保険推進係又は町民課生活環境係に直接受け取りに来ていただきますようご協力をお願いいたします。

※「健康カレンダー」は1世帯に1部の配布となりますのでご理解願います。

☆「健康カレンダー」主な掲載内容（平成28年4月～平成29年3月）

- ごみ収集及びし尿汲取日程
- 各種健診（検診）日程
- 乳幼児予防接種及び健康相談日程
- 子育て支援事業日程など

☎ 役場保健福祉課保険推進係

2・1212

☎ 役場町民課生活環境係

2・1213



「平和を仕事にする」自衛官募集のお知らせ

◆募集種目

一般幹部候補生

◆応募資格

平成29年4月1日現在、次に該当される方

○22歳以上26歳未満の方

○大学卒業又は卒業見込みの方で20歳以上22歳未満の方

○修士課程終了又は終了見込みの方で28歳未満の方

◆受付期間

5月6日まで ※締切日必着

◆試験日

5月14日・15日

※15日は飛行要員のみ

◆初任給

○大卒程度試験合格者

217,200円

○修士課程修了者等

234,300円

○院卒者試験合格者

238,300円

◆賞与・休日休暇

賞与（ボーナス）年2回（6・12月）

週休2日制、祝日

年末年始・夏季特別休暇、年次有給休暇など

☎ 自衛隊旭川地方協力本部

遠軽地域事務所

☎ 0158・42・6616

☎ 役場町民課住民活動係

2・1213

ふれあいバスのお知らせ

ふれあいバス町外線遠軽線は、遠軽共立病院を経由し、遠軽厚生病院へ向かっています。すでに自治会を通して配布されている改正時刻表と遠軽共立病院での乗降方法・時刻を確認の上ご利用いただきますようお願いいたします。

☆遠軽共立病院乗降の注意点

共立病院前では、道路の関係上、バスを停車できる時間が限られています。冬季は積雪、夏季には交通量によって、時刻表の時間より発車時刻が数分前後することがあります。ご利用の際は、時間に余裕を持って利用いただきますよう、ご理解とご協力をお願いします。

☆夏ダイヤに変わります！

町内路線全線、5月から10月の間、下校便③の発車時刻が遅くなります。また、町外路線では4月から網走線の発車時刻が早くなります

のでご利用の際は時刻表をご確認ください。

※町外線を利用の際、4名以上の団体でご利用される場合は、事前にバスターミナルまでご連絡ください。

☎ 役場町民課バス運行係

2・1213

☎ バスターミナル

2・3553

今年は「町長選挙・町議補欠選挙」が行われます！

☆投票日 8月28日

☆告示日 8月23日

今年は、9月11日で任期満了となる佐呂間町長の選挙及び1名欠員の佐呂間町議会議員の補欠選挙が8月28日に行われます。

町民の皆様にとって最も身近で大切な選挙です。有権者の方は棄権することなく必ず投票しましょう。

任意予防接種費用の一部助成について

佐呂間町では任意予防接種の接種費用の一部助成をしており、平成 28 年 4 月から新たに 3 ワクチンが助成対象となります。任意予防接種は義務ではなく任意であり、受ける必要性や副反応について十分に理解していただいたうえで個人の選択により接種を受けていただきます。

◆助成対象となる任意予防接種及び助成対象者【表 1 参照】

◆助成金額

規定される接種回数に基づき、1 回のワクチンの接種に要する

費用の 2 分の 1 の額とし、1 回 5,000 円を限度とします。(100 円未満の端数切捨て)

◆助成方法

各医療機関の定める接種料金をお支払いいただき、後日、役場保健福祉課にて助成申請手続後、指定する口座に助成金を振り込みます。

☆申請手続に必要なもの

①領収書

※窓口で確認後、お返しいたします。

②接種済証又は接種内容の確認ができるもの

③印鑑

④振込先の口座

◆その他

○接種を受ける際は、医療機関への事前予約が必要となりますので、実施可能な医療機関や接種費用については希望する医療機関へ直接お問い合わせください。又、中学生以下の方が接種を受ける場合は、母子手帳を必ず持参してください。

○乳幼児の場合、定期予防接種を十分に考慮し、接種時期をご判断ください。

【表 1】

助 成 対 象 の 予 防 接 種 項 目	助 成 対 象 者
①おたふくかぜ	1 歳以上中学生以下の未罹患者
②水痘（みずぼうそう）	3 歳以上中学生以下の未罹患者
③肺炎球菌（23 価）	65 歳以上の高齢者及び 2 歳以上中学生以下の慢性心・肺・腎疾患患者、糖尿病、免疫不全者 ※脾臓摘出を受けた方は健康保険対応となるため助成対応になりません。
④子宮頸癌	10 歳以上 45 歳以下で定期予防接種に該当しない方
⑤麻しん風しん混合	妊娠を予定又は希望する女性、妊娠している女性の夫で、未罹患者及び風しんワクチン未接種の方
⑥風しん	
⑦ロタウイルス（1 価）※平成 28 年 4 月から	生後 6 週以上 24 週未満
ロタウイルス（5 価）※平成 28 年 4 月から	生後 6 週以上 32 週未満
⑧ B 型肝炎 ※平成 28 年 4 月から	生後 2 ヶ月以上中学生以下で定期予防接種に該当しない方
⑨ 日本脳炎 ※平成 28 年 4 月から	生後 90 ヶ月以上 20 歳以下で定期予防接種に該当しない方

問 役場保健福祉課保険推進係

☎ 2・1 2 1 2

☎ 問 役場保健福祉課介護支援係
2・1 2 1 2

◆申込方法

役場保健福祉課、若佐支所、浜佐呂間出張所に申込書を設置していますので、必要事項を記入して提出してください。後日、作成した物品をお届けします。

※情報を読み取った場合は必ずその情報を削除するようお願いいたします。

また、いざというとき、その場に居合わせた方が自身の携帯電話を使って QR コードを読み取る必要にせまられる場合があります。

QR コードの作成をお勧めします。

また、いざというとき、その場に居合わせた方が自身の携帯電話を使って QR コードを読み取る必要にせまられる場合があります。

※情報は読み取った場合は必ずその情報を削除するようお願いいたします。

佐呂間町では、高齢者が外出などの際に緊急な事態が発生した場合、身元確認や家族への連絡を素早く行えるよう「あんしん QR コード」の普及に取り組んでいます。

万が一の
安心 QR コード

エゾシカ有害駆除を実施します

エゾシカによる農産物などの被害を軽減するため、猟友会の協力を得て、佐呂間町一円で、エゾシカ駆除を実施します。

◆期間 4月上旬～10月下旬

☎ 関役場経済課林務係
2・1200

春の『ヒグマ注意特別月間』 “4月1日～5月31日”

◆ヒグマに遭遇しないために

☆野山に入る前に

役場や土地管理者などに事前にヒグマの出没情報を確認し、出没情報のある場所への立入はやめましょう。

☆ヒグマに出会わない工夫を

出没が予想される野山では、集団で行動しましょう。見通しの悪い場所では笛を吹くなどし、特に早朝や夕方、濃霧時は注意しましょう。

☆野山での飲食の際に

臭いの強い食料はヒグマを引き寄せる場合があるので控えましょう。野山にごみを捨てたり埋めたりせず、残飯、空き缶などのゴミは必ず持ち

帰りましょう。

☆住宅地や農地周辺の注意

人間の食物はヒグマにとってもごちそうです。郊外の墓のお供え物や放置された農作物、廃棄物を餌としてヒグマが居着いてしまった事例が報告されています。

◆ヒグマに遭遇したら

☆まず落ち着く

あわてず、落ち着いて行動しましょう。特に、走って逃げると追いかけてくるがあるので危険です。

☆ヒグマを刺激しない

ヒグマが気付いていないようであれば、静かに立ち去りましょう。距離が近い場合は、視線をそらす、ゆつくりと後退してください。

☆持物を取られたら

持物をヒグマにとられたときは、あきらめましょう！

野山に出かける際には細心の注意を！

☆山での事故を防ぐために！

なれた山でも、“隠れた危険”があります。次のことに心がけて山菜採りなどを楽しくてください。

●山菜採りの心構え5か条

①家族などに行先と帰宅時間を知らせましょう

「自分だけの秘密の場所だから」では、万が一の場合、捜索が遅れることとなります。行先、帰宅時間などを知らせてから出かけましょう。

②単独での入山を避け、2人以上で行動しましょう

万が一迷ったら、1人では救助を求めることもできません。2人以上で入り、たえず声を掛け合いお互いの位置を確認しあうことが大切です。

③服装は目立つ色にしましょう

白や黄色、蛍光色の服装がよく目立ち、救助隊やヘリコプターから発見されやすくなります。

④携帯電話や非常食、クマ除けなどを携行しましょう

鈴やラジオなどの音の出るものはクマ除けや自分の位置を知らせるのに役立ちます。飴やチョコレートなどは非常食になります。また、非常の場合の連絡手段として携帯電話を持ちましょう。

⑤迷ったときは無理せず、落ち着いて行動

迷ったときは、むやみに歩き回らず、体力の消耗を抑え、落ち着いて捜索隊を待つなど慎重な行動が必要です。万が一の場合、発見されやすい視界の開けた場所、野宿に適した場所を早めに探すことが大切です。

☎ 関役場経済課林務係
2・1200

北海道労働局の組織が見直されました

北海道労働局では4月1日よ付けで新たに「雇用環境・均等部」を設置し、男女ともに働きやすい雇用環境の実現に向けた総合的な行政展開を図っていきます。

○実施する業務

▼男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法、女性活躍指針法などの雇用均等関係業務

▼働き方改革、労働契約法、パワーハラスメント関係業務

▼個別労働紛争に関する相談、労働相談業務など

☎ 北海道労働局
011・788・7874

住宅の建設費・改修の一部を助成します!!

佐呂間町では、持ち家住宅の促進と町内建設産業の振興、雇用の安定を図るため、町内建設業者により行った個人住宅の新築・増築・改修費の一部を次のとおり助成します。

◆事業有効期間

平成31年3月31日まで

◆対象者

- 町内に居住されている方
- 町外から転入を目的に転入される方
- 助成対象住宅に引続き5年以上入居することを確約する方

◆対象住宅

- 町内の建設業者により、個人の住宅を町内に新築又は増築・改築・改修する町内にある既存住宅
- 住宅改修の対象
主要構造部の耐久性及び安全性を向上させる工事
- ▶土台・梁・柱などの改修、筋かい・火打ちなどによる構造補強、外壁・屋根の改修又は塗装
- ▶住宅の居住性を良好にするための工事、衛生上必要な工事
- ▶間取りの変更、段差解消、断熱改修、台所・浴室などの改良、建具の取替、壁紙の張替えなど
- ※住宅改修を伴わない設備機器の

設置、取替などは対象となりません。

※住宅の改修については、改修費用50万円以上のもの（消費税除く）

◆助成の内容

- 新築・増築・改築については、
1㎡あたり15,000円
→限度額200万円
- 改修住宅は、改修費の10分の1
→限度額100万円
- 増改築を伴う改修工事
→限度額200万円
- ※千円未満の端数は切り捨て

◆交付の条件など

- 同一住宅及び同一人について、限度額の範囲内
- ※一度補助対象になった工事箇所については補助対象外です。
- 移転補償などによる新築、改修でないこと。
- 対象者と同居する全ての方が町税などを滞納していないこと。
- 工事着手前の住宅

◆手続など

- ①住宅の新築・改修などを検討されている方はご相談ください。
- ②申請書の提出。（見積書、図面、工事前の写真などを添付）
- ③工事内容の審査、現地確認を行

い交付対象住宅の可否を決定。

- ④交付対象住宅の決定通知が届いてから工事に着手。
- ⑤工事が完了したら、実績報告書を提出。（完成写真、領収書の写しを添付）
- ⑥申請どおり工事が行われているかを確認。
- ⑦補助金を確定し交付決定。
- ⑧補助対象者からの請求により補助金を支払います。

☎ 役場経済課商工観光係

☎ 2・1200

☎ 関 紋別保健所企画総務課企画係
0158・23・3108

☆詳しくは、「紋別保健所企画総務課企画係」にお問い合わせください。

※パート又はアルバイトの場合は、週4日以上かつ1日6時間以上勤務している場合に限る。

◆受験資格
学校教育法第57条の規定に基づく高等学校の入学資格を有する方で、多数人に対して飲食物を調理し、提供する施設等で2年以上調理の業務に従事した方。

◆試験地
北見市

※受付時間
8月23日 12時30分～16時

◆試験日時
8月23日 12時30分～16時

◆願書提出先
最寄の保健所に提出してください。

◆願書受付期間
5月9日～20日

◆試験願書の配布
4月20日～

平成28年度調理師試験のお知らせ

【指定緊急避難場所（緊急的に避難する場所）】

避難場所名	対象とする災害の種類		
	洪水	地震	津波
旧栄小学校グラウンド	-	○	-
若佐小学校グラウンド	○	○	-
若佐コミセン駐車場	-	○	-
佐呂間町総合グラウンド	○	○	-
佐呂間町 100 年多目的広場	○	○	-
佐呂間高校グラウンド	○	○	-
佐呂間小学校グラウンド	○	○	-
佐呂間中学校グラウンド	○	○	-
町民センター駐車場	-	○	-
佐呂間町交通公園	-	○	-
旧知来小学校グラウンド	-	○	-
仁倉公民館駐車場	-	○	-
浜佐呂間活性化センター駐車場	○	○	-
浜佐呂間小学校グラウンド	○	○	○
旧幌岩小学校グラウンド	○	○	-
富富士漁村環境改善センターグラウンド	○	○	-
富富士公民館駐車場	○	○	○
旧若里小学校グラウンド	○	○	○

【指定避難所（災害発生時後に一定期間滞在する施設）】

栄公民館	佐呂間高等学校
栄地区交流センター	佐呂間コミセン
啓生公民館	町民センター
若佐小学校	老人福祉センター
若佐コミセン	北公民館
栃木公民館	東公民館
中園公民館	知来公民館
川西公民館	仁倉公民館
武士公民館	浜佐呂間活性化センター
朝富公民館	浜佐呂間小学校
佐呂間町体育館	幌岩公民館
佐呂間町武道館温水プール	富富士漁村環境改善センター
西富公民館	富富士公民館
西中央公民館	若里活性化センター
佐呂間小学校	若里漁村センター
佐呂間中学校	

※災害状況により、二次避難が必要となる場合があります。

災害に備えて自分の住んでいる地域の避難場所・避難所を確認しておきましょう。

避難場所・避難所を変更していますので、お持ちの『ハザードマップ』と合わせてご確認ください。



「避難所」・「避難場所」を確認しておきましょう！

「防災安心メールさろま」に登録を!!

メール配信サービス「防災安心メールさろま」は、日ごろの防災、防犯などの情報を登録者に希望する情報をメール配信いたします。

メールを受信できる携帯電話やパソコンをお持ちの方であれば受信できますので、ぜひご登録ください。

◆配信情報

○防災情報

気象情報、暴風雪による道路情報

○防犯情報

不審者情報など

○行方不明者情報

高齢者の徘徊などによる捜査情報

○児童・生徒連絡情報

小・中学校児童の生徒の安全・安心情報

○行政情報

ふれあいバス運休に関する情報、行事予定の変更など

◆メール配信登録方法

①次のアドレスに空メールを送信します。

bousai.saroma-town@v-vnet.jp



②仮登録完了メールが届きますので、本文に記載されているURLにアクセスします。

③配信を希望する項目にチェック、グループを選択し登録します。

④登録完了のメールが届きます。

第35回インターナショナルオホーツクサイクリング2016 サイクリスト募集!!

◆開催期日

7月1日～3日

◆コース概要

①オホーツク街道

フルコース(212^{キロ})

雄武町→興部町→紋別市→湧別町→佐呂間町→北見市常呂町→網走市→小清水町→斜里町

②オホーツク街道

牧歌コース(53^{キロ})

雄武町→興部町→紋別市

③オホーツク街道

満喫コース(133^{キロ})

雄武町→興部町→紋別市→湧別町→佐呂間町→北見市常呂町

④オホーツク街道

メルヘンコース(41^{キロ})

網走市→小清水町→斜里町

◆参加資格

高校生以上で自己の責任でサイクリングができる方。小・中学生の参加につきましては、父母又は高校生以上の兄弟もしくは父母と同等の全責任を負える方の同伴を必要とします。

◆申込期間

4月1日～6月5日(期日厳守)

※ただし、定員になり次第締め切りとなりますのでご了承ください。

◆申込方法

インターネット・携帯サイトの大会エントリーページ又は、オホーツクサイクリング実行委員会作成の郵便振替用紙で申し込みください。団体等多人数で申し込む場合は、事務局にご相談ください。

なお、申込期間終了後(申込延

長は除く)にキャンセルがあった場合、参加料・臨時バス利用料・自転車輸送料につきましては、理由のいかんを問わず、返金に応じられませんのでご了承ください。

また、参加申込書の取り扱いについては、その管理に万全を期すると共に、お申込みの皆様への資料送付及び情報の提供以外には一切使用いたしません。



【参加定員・参加料】

コース	定員	参加料
①オホーツク街道 フルコース(212 km)	1,000 名	大人 17,000 円 中学生以下 10,000 円
②オホーツク街道 牧歌コース(53 km)	300 名	8,000 円
③オホーツク街道 満喫コース(133 km)	300 名	10,000 円
④オホーツク街道 メルヘンコース(41 km)	300 名	6,000 円

※各コース共に期間中の食事代(朝・昼・夕・軽食)、損害保険料を含みます。

○大会エントリーページURL

<http://runnet.jp/>

問オホーツクサイクリング実行委員会事務局

〒093-0292

北見市常呂町字常呂323番地
北見市常呂総合支所内

☎0152・54・1361

FAX 0152・54・1362

Okhotsk
Cycling

確定申告の内容が間違っていたときは…

提出した確定申告書に計算誤りや申告漏れなど申告内容に誤りがあることに気付いた方やうっかり確定申告書の提出を忘れていた方はいませんか?もう一度ご確認ください。
◆税額を多く申告したことに気付いたときは…

「更正の請求書」を提出して正しい税額への訂正を求めることができます。

◆税額を少なく申告したことに気付いたときは…
「修正申告書」を提出して正しい税額に修正してください。

◆確定申告書の提出を忘れてしまった場合は、速やかに北見税務署に提出してください。

詳しくはお問い合わせください。

問 北見税務署

☎ 0157・23・7151

国民年金に関するお知らせ！

退職（失業）による特例免除制度

厚生年金に加入していた方が20歳以上60歳未満で退職（失業）すると、役場で国民年金の第一号被保険者になるための手続きを行い、月額16,200円（28年度）の保険料を納めることになりますが、保険料を納めることが経済的に困難な方には、申請によって保険料の納付を免除される制度があります。

特例免除制度を利用すると、保険料を納めなくても、免除された期間は次のように扱われます。

- ①老齢基礎年金・老齢厚生年金の受給資格期間に算入されます。
- ②老齢基礎年金の2分の1の年金額が保障されます。
- ③障害基礎年金・遺族基礎年金の受給資格期間に算入されます。

退職（失業）時の特例制度

一昨年の制度改正により特例免除の対象期間が拡大され、失業の前月から失業した年の翌々年の6月までの期間について特例免除制度を利用できます。

この特例免除では、通常は審査の対象となる本人の所得の状況を除外して審査が行われます。ただし、配偶者、世帯主に一定以上の所得があるときは免除が認められないことがあります。

※退職には自己都合退職も含まれます。

手続

特例免除の申請は、役場町民課戸籍年金係で行うことができます。

☆手続きに必要なものは…

- ①年金手帳または納付書など基礎年金番号がわかるもの
- ②認め印（本人が署名する場合は不要）
- ③失業していることを確認できる公的機関の証明の写し（雇用保険受給資格者証、離職票等）となっています。

被扶養配偶者の方

厚生年金加入者の20歳以上60歳未満の被扶養配偶者の方は、配偶者の退職（失業）によって、国民年金の種別が、第三号被保険者から第一号被保険者になり、保険料の納付義務が生じます。（この場合も役場で手続が必要です。）

この被扶養配偶者だった方も、配偶者の方が退職（失業）時の特例免除に該当すれば、同時に免除

申請をすることによって、免除が認められることになっています。

なお、免除された期間については、10年以内に「追納」をして、老齢基礎年金の年金額を増やすこともできます。

免除制度と追納制度の詳細については北見年金事務所にご相談ください。

国民年金学生納付特例制度のご案内

20歳以上の方は、学生であっても国民年金に加入しなければなりません。

しかし、学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

対象となる方は、学校教育法に規定する大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校（修業年限1年以上である課程）に在学する学生等で、ご本人の前年所得が次の計算式で計算した金額以下であることが条件です。

〈所得のめやす〉

118万円＋（扶養親族等の数×38万円）

学生納付特例の承認期間は4月から翌年3月までとなりますが、承認を受けた次の年度も在学予定である場合、4月始めに再申請の用紙が送られてきます。

国民年金学生納付特例申請について

平成27年度において学生納付特例制度により、保険料納付を猶予されている方で、平成28年度も引き続き在学予定の方へ、基礎年金番号等が印字されたハガキ形式の学生納付特例申請書を4月に送付します。平成27年度と同じ学校等に在学される方は、このハガキに必要事項を記入し返送いただくことにより、平成28年度も学生納付特例の申請ができます。この場合は、在学証明書または学生証の写しの添付は不要です。

平成28年度は学生納付特例制度を利用せず、保険料の納付を希望される場合は納付書を送付いたしますので、お手数ですが北見年金事務所にご連絡ください。

なお、はじめて学生納付特例の申請をする方は、従来どおり在学証明書または学生証の写しの添付が必要です。

☎北見年金事務所 ☎0157・25・9635

高齢者向けの給付金（年金生活者等支援臨時福祉給付金）

4月1日受付開始!! ～1人につき3万円が支給されます～

低年金受給者への支援、高齢者世帯の年金も含めた所得全体の底上げを図る観点から平成28年前半の個人消費の下支えにも資するよう、所得の少ない高齢者等を対象に年金生活者等支援臨時福祉給付金が支給されます。

☆対象者

- ▶平成27年1月1日の基準日に佐呂間町に住所を有する方
- ▶平成28年度中に65歳以上になられる方（昭和27年4月1日以前生まれの方）
- ▶平成27年度の町民税が課せられていない方、又は課せられた方の扶養親族になっていない方
- ※65歳以上になられる方で「平成27年度臨時福祉給付金」を受給された方は対象となります。

☆支給額

- ▶1人につき30,000円

☆受付期間

- ▶平成28年4月1日から平成28年7月1日まで

☆支給予定

- ▶平成28年5月中旬以降
- ※申請から支給までに1ヶ月程度要します。

☆申請先

- ▶役場保健福祉課・若佐支所・浜佐呂間出張所

☆持参する物

- ▶印鑑・振込先の通帳・本人が確認できるもの（運転免許証等）
- ※「平成27年度臨時福祉給付金等」を受給された方には別途通知（4月上旬発送予定）が届きますが、受給されていない方等でも対象となる方がおりますので直接申請手続きを行なってください。



『詐欺』に注意してください！

『高齢者向け給付金』をよそおった『振り込め詐欺』や『個人情報の詐欺』に注意してください。

『高齢者向けの給付金』の注意事項

△町や厚生労働省などがATM（銀行・コンビニに等の現金自動支払機）の操作をお願いすることは絶対にありません。

△「高齢者向け給付金」を受取るのに手数料などのお金が掛かることは絶対にありません。

△町や厚生労働省が電話で世帯構成や銀行口座の番号を照会することは絶対にありません。

※佐呂間町では郵送で案内し申請書を受付けて審査を行い給付いたします。

※申請書に不備や疑義があった場合は必ず郵送でのお問い合わせを行ないます。

町職員や厚生労働省の職員をよそおった電話がかかってきたり、不審な郵便が届いたら、迷わずに役場保健福祉課までご連絡ください。

町役場保健福祉課社会福祉係

☎2・1212

児童扶養手当・特別児童扶養手当のお知らせ

◆児童扶養手当

☆支給対象

次のいずれかに該当する満18歳未満（一定の障がい有する場合）は満20歳未満）の子どもを育てている父子家庭又は母子家庭が対象です。（所得制限あり）

▼父母が婚姻を解消した

▼父又は母が死亡した

▼父又は母が一定程度の障がいの状態にある

▼父又は母の生死が明らかでない

▼父又は母が1年以上拘禁されている

▼母の婚姻によらないで生まれ、父がいない

☆手当月額

▼1人目（所得に応じて支給）

○全額支給

42,330円

○一部支給

9,990円、41,990円

▼2人目 5,000円加算

※8月1日から10,000円加算

▼3人目以降

1人につき3,000円加算

※8月1日から1人につき6,000円加算

◆特別児童扶養手当

☆支給対象

満20歳未満で、精神又は身体に障がいのある児童を育てている父母が対象です。ただし、児童が施設に入所している場合は対象外です。（所得制限あり）

☆手当月額

1級 51,500円

2級 34,300円

◆支給方法（共通）

認定請求をした日の属する月の翌月から開始され、支給事由の消滅した日の属する月分で終わります。なお、原則として手当は、毎年4月・8月・12月にそれぞれの前月分までが支給されます。

■その他（共通）

○毎年8月に「現況届」の提出が要です。対象者には個別に通知します。

○平成27年度分から支給額が変更されました。記載支給額は、4月分以降（8月支給）の支給金額です。

☎ 2・1212
 図 役場保健福祉課社会福祉係

町営住宅の空き状況

3月16日現在の町営住宅空家状況をお知らせします。

〈公募期間のある町営住宅空家〉

◆宮前団地

○2階建3LDK 2階1戸

23,900円

◆若佐第2団地

○2階建3LDK 2階1戸

15,700円

※空家状況については、お問い合わせください。

〈随時入居可能な町営住宅空家〉

◆栄団地

○2階建3LDK 1階2戸

15,300円

■西富団地

○2階建2LDK 2階1戸

19,400円

※右記の他にも入居可能な町営住宅がありますので、入居申込など詳しくはお問い合わせください。

☎ 2・1210
 図 役場建設課管理係

ご寄付ありがとうございます

この度、町に篤志寄付をいただきましたのでお知らせします。

《図書購入費寄付金》

竹中 裕司さん（北）より母が生前図書館に通つて、お世話になったと図書購入費として篤志寄付をいただきました。図書の充実を図るため有効活用させていただきます。ありがとうございました。

《佐呂間町ふるさと応援事業》

○川嶋 弘之さん（静岡県）

○野崎 和敏さん（千葉県）

○後藤 明夫さん（北広島市）

この他匿名で8件の篤志寄附がありました。これらの寄附金は、「佐呂間町ふるさと応援事業」として、観光振興・地場産業振興・教育・福祉などの事業に有効活用させていただきます。ありがとうございました。

《社会福祉協議会への寄付》

▼香典返しを廃して

北 竹中 裕司さん

浜佐呂間 藤原 一成さん

北 畠澤 義雄さん

宮前町 大宮 克美さん

中園 岡本知帥雄さん

▼福祉事業に対して

（株）ドリームフロンティア

代表取締役 高橋 俊道さん

4月1日より町の公共施設内が

NO 
SMOKING

全面禁煙になりました!!

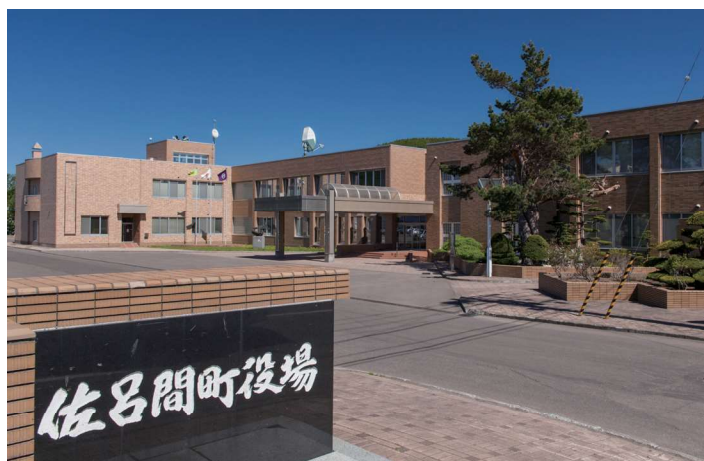
公 共 施 設 名						
サロマ斎場	老人福祉センター	浜佐呂間活性化センター	若佐コミュニティセンター	佐呂間コミュニティセンター	町民センター	役場庁舎

※すでに施設内全面禁煙を実施している公共施設については今までもおり施設内全面禁煙ですので上記には記載しておりません。これまで同様禁煙にご協力ください。

☆新たに施設内全面禁煙となる公共施設

町では『健康増進法』に基づき、町民皆様の健康増進を図る観点から「受動喫煙」を防止し、誰もが快適に公共施設をご利用いただくために役場庁舎内をはじめ町内すべての公共施設内を「全面禁煙」といたしましたのでご理解とご協力をお願い致します。

なお、喫煙される方については施設管理者などにご確認のうえ所定の場所において喫煙されますようご協力をお願い致します。



公共施設内の「全面禁煙」
にご理解とご協力をよろ
しくお願い致します!!

☆記載内容に関するお問い合わせは
役場町民課住民活動係 ☎ 2・1213